

第36回

セミパブリック・パブリックゾーンの再考

近畿大学 建築学部
准教授 山口 健太郎



【経歴】

京都大学大学院を卒業後、株式会社メトス、国立保健医療科学院協力研究員を経て2008年より近畿大学工学部建築学科講師。2011年4月より現職。

特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護などの研究を行うかたわら、高齢者施設の設計にも関わる。主な建物に「ケアタウンたちばな、設計監修、大牟田市」などがある。

ユニット化以前の全室個室型の特別養護老人ホームでは、プライベートゾーン、セミプライベートゾーン、セミパブリックゾーン、パブリックゾーンが段階的に広がる段階構成論が試みられていた（表1）。段階構成論はユニット化以降も継承され個室をプライベートゾーン、ユニット内の共同生活室をセミプライベートゾーン、ユニット同士をつなぐ共用空間をセミパブリックゾーン、そして、喫茶等の外部の人でも利用できる空間をパブリックゾーンと位置づけてきた。個室や共同生活室の位置づけについては、ユニット化前後における相違は少ないが、セミパブリックゾーンとパブリックゾーンについてはユニット化もしくは地域包括ケアの推進の中でその位置づけが異なってきている。

表1 段階的空間構成の定義^{注1)}

領域名	定義	領域のコントローラー
プライベートゾーン	入居者個人の所有物を持ち込み管理する領域	入居者
セミプライベートゾーン	プライベートゾーンの外部にあって複数の利用者により自発的に利用される領域	複数の入居者
セミパブリックゾーン	基本的に集団的かつ規律的行為が行われる領域。（プログラム間の空白時間には個人の自発的行為も行われる）	職員
パブリックゾーン	内部居住者と外部社会の双方に開かれた施設内領域	職員（管理スタッフ）および地域住民

ユニット化前のセミパブリックゾーンとは、入居者全員が集まる食堂を指し、職員が主体的にコントロールする空間であった。職員の不在時には使われないことが多く、職員の働きかけにより入居者が集まっていた。一方、ユニット型

施設におけるセミパブリックゾーンは、複数のユニットの入居者が自発的に利用する場所として位置付けられている。これは集合住宅の計画においてオスカー・ニューマンが提唱した住棟間の人々が集まる公園と類似する（注2）。団地内の公園であれば多くの住民の利用が見込まれるが、高齢者施設では利用者の移動能力が低く自由にアクセスできない。また、管理された施設空間を自由に使う事に対する抵抗感などにより利用が進まない。施設内においては、ユニット化以前と同じように空間のコントローラーとしてのスタッフの存在が必要であると考えられる。しかし、ユニットの職員がユニット外に出る時間的余裕は少なく、定期的にボランティアを雇用することも難しい。このように施設内のセミパブリックゾーンは使いづらい構図にある。それゆえにセミパブリックゾーンは必須ではないと考える。ユニット間の入居者の交流を図るのであれば、積極的に他ユニットに出かけていけばよい。あるユニットの入居者が別のユニットで長時間過ごしお茶とおしゃべりを楽しんで帰ってくるというのも良いのではないだろうか。ユニット内であれば職員も滞在しており、様々なサポートを行える。セミパブリックゾーンを削減した分をユニット内に振り分け、ユニット内に複数の居場所をつくることができればスペースの問題も解消される。

次にパブリックゾーンとは、利用者を限定せず全ての人々に対して開かれた場を意味する。施設内におけるパブリックゾーンである喫茶コーナーや売店等は、地域住民と入居者の双方に開かれた場としてつくられている。しかしながら、実際の利用は施設入居者に限定されている。施設内の喫茶等は営利目的ではなく施設入居者に対する福利厚生施設という制度上の問題もあるが、立地、空間構成ともに地域の人々が気軽に利用できないというのが問題である。つまり施設内におけるパブリックゾーンは、本来の意味での公共の場ではなく、地域に出ていく事が容易ではない入居者に公共的な雰囲気を感じてもらおう空間になっている。まちなかから離れた大規模施設では、このような言わば疑似的な空間も必要と思われるが、まちなかにある地域密着型施設では、地域内にある本物の空間に触れる方がよい。地域の店舗等にとっては重要な顧客になり、入居者にとっては貴重な気分転換の場となる。人手の確保の問題もあるが、立地が良い場所であれば家族やボランティアに外出を依頼しやすい。パブリックゾーンは地域内に点在する様々な地域資源を活用し、施設内のパブリックゾーンを縮小するという方向性もある。

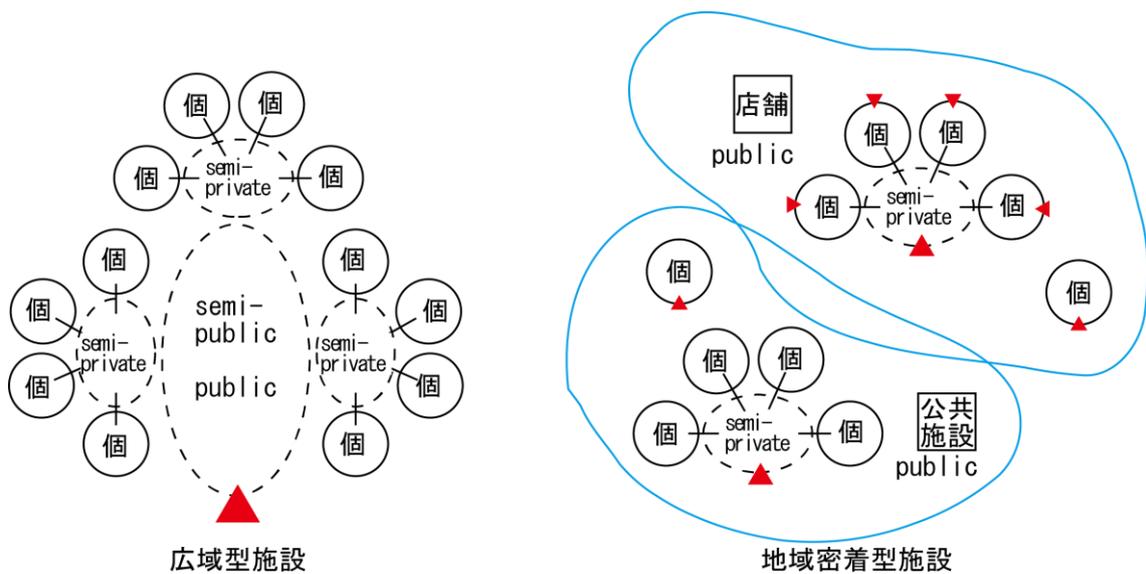


図1 広域型施設と地域密着型施設における各領域の位置づけ

このように本稿では、セミパブリックゾーンやパブリックゾーンのあり方を問い直し、いずれも必須でないという提案を行ってきた。あえてこのような不要論を提起したのは、居室や共同生活室の面積が最小限に抑えられる一方で、ユニット外空間が潤沢にある施設がいくつも散見されるためである。入居者の生活に対して重要度が高いのはプライベートゾーンやセミプライベートゾーンであり、セミパブリックやパブリックゾーンは補助的である。むしろ地域資源を積極的に活用する方が有効的である。居住費や建設費などの費用面がクローズアップされる中であるからこそ、限られた空間を有効に活用してもらいたい。

注1) 井上由起子、外山義、小滝一正、大原一興：高齢者居住施設における入居者の個人領域形成に関する研究 住まいとしての特別養護老人ホームのあり方に関する研究 その1、日本建築学会計画系論文集、No. 501、pp. 109-115、1997. 11

注2) 段階構成論はオスカー・ニューマンが集合住宅の防犯性について記した「まもりやすい住空間」により提唱された概念である。ニューマンは、人が集まる空間をつくることにより、監視の目を増やし防犯性を高めようとした。住戸をプライベート空間、住棟内のコミュニティスペースをセミプライベート空間、住棟間の住民が集まる場をセミパブリック空間と定義した。

まもりやすい住空間—都市設計による犯罪防止—：オスカー・ニューマン著、湯川利和、湯川聡子訳、鹿島出版会、1976